

2016年(平成28年)2月18日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

法人等の市民税並びに軽自動車税,市たばこ税,入湯税及び事業所税の賦課に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について(答申)

2016年(平成28年)2月2日付けで諮問(第782号)された法人等の市民税並びに軽自動車税,市たばこ税,入湯税及び事業所税の賦課に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると,本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

神奈川県戸塚警察署司法警察員から,刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく捜査関係事項照会として,本市が保有している原動機付自転車等の所有者関係情報(氏名,住所,標識番号等)の照会がなされた。

従来はこのような個別案件について,2006年9月14日の藤沢市個人情報保護制度運営審議会において定められた本市の判断基準(ガイドライン)の規定内であれば,目的外提供できるという包括的な取扱いを承認するとの答申を得ている。

しかし,本件について判断基準(ガイドライン)に基づき目的外に提供する情報を確認したところ,本市の課税データにある原動機付自転車等の所有者についての照会ではなく,本市の課税データの現所有者が対象車両を誰から譲り

受けたのかという他市在住の譲渡者の情報についての照会であった。

そのため、本市の課税データにない前所有者である譲渡者の個人情報を目的外に提供することについて、藤沢市個人情報の保護に関する条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 目的外に提供する必要性について

ア 目的外に提供する個人情報

(ア) 軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書

譲渡証明書枠内の住所、氏名

(イ) 廃車申告受付書

納税義務者住所、氏名

定置場

標識番号

車名、車台番号、排気量

譲渡証明書枠内の譲渡人の住所、氏名

イ 目的外に提供する相手方

神奈川県戸塚警察署司法警察員

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項の規定は、「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる」としており、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件の照会は、正当な請求権を有した神奈川県戸塚警察署司法警察員によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。また、捜査の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

本市で原動機付自転車等を譲り受けて登録する際の必要書類として「廃車申告受付書」及び「譲渡証明書」を提出することにより登録ができる。その廃車申告受付書及び譲渡証明書には譲渡者の氏名、住所及び車両情報が記載されている。

今回の照会の具体的な必要性について神奈川県戸塚警察署司法警察員に問い合わせたところ、「原動機付自転車の譲渡を受けた現在の所有者が事故を起こしたが、その所有者は無免許であった。無免許の者に対して車両を提供することは無免許運転の幫助(道路交通法第64条第2項)にあたり、譲渡者に罰則がある。事故を起こした現在の所有者に聴取したところ、藤沢市にて廃車申告受付書及び譲渡証明書を持って原動機付自転車を登録したと証言した。そのため、藤沢市の保有する廃車申告受付書及び譲渡証

明書に記載されている譲渡者の個人情報及び車両情報を確認したい。」とのことであった。

本件が公共の秩序安寧を維持するために必要な捜査をする上で行われるものであり、その権利付与の規定に基づき、正当な権限を有する者によって行われるものであるから、照会そのものの正当性及び公共性は、十分認められるものである。

また、本件の目的外提供に係る個人情報は、藤沢市の原動機付自転車等の登録時の書類としてしか確認できず、他の代替手段が想定し難いものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要性があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件にかかる目的外提供は、捜査のために行うものであり、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることが捜査機関に確認でき、本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(4) 提出書類

ア 別紙 1 捜査関係事項照会書

イ 別紙 2 刑事訴訟法第 197 条第 2 項に基づく照会を受けた場合の取扱いに関するガイドライン

ウ 別紙 3 道路交通法（抜粋）

エ 別紙 4 本件の流れについて

オ 別紙 5 藤沢市の保有する登録申請書類（軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書及び廃車申告受付書及び譲渡証明書）

カ 別紙 6 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県戸塚警察署司法警察員によって行われるものであり、本件照会の具体的必要性については、「原動機付自転車の譲渡を受けた現在の所有者が事故を起こしたが、その所有者は無免許であった。無免許の者に対して車両を提供することは無免許運転の幫助（道路交通法第 64 条第 2 項）にあたり、譲渡者に罰則がある。事故を起こした現在の所有者に聴取したところ、藤沢市にて廃車申告受付書及び譲渡証明書を持って原動機付自転車を登録したと証言した。そのため、藤沢市の保有する廃車申告受付書及び譲渡証明書に記載されている譲渡者の個人情報及び車両情報を確認したい。」とのことである。

また、実施機関では、当該情報が本件事案の捜査に必要であることを確認しており、他の代替手段が想定し難いものであるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、実施機関では、本件の目的外提供は、捜査のために行うものであり、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上